

改正後	現行
<p>の規定を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第14の8の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑪ <u>ピアサポート実施加算の取扱いについて</u></p> <p>(一) <u>報酬告示第14の8の2のピアサポート実施加算については、次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援B型事業所において、イの(ア)の者が、利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。</u></p> <p><u>ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。</u></p> <p><u>イ 当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。</u></p> <p><u>(ア) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この⑪において「障害者等」という。)</u></p> <p><u>(イ) 当該就労継続支援B型事業所の従業者</u></p> <p><u>ウ イの者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</u></p> <p>(二) <u>研修の要件</u></p> <p><u>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別</u></p>	<p>の規定を準用する。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第14の8の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

242

改正後	現行
<p><u>紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</u></p> <p><u>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</u></p> <p><u>ア 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする</u></p> <p><u>イ (一)のイの(イ)の者の配置がない場合も算定できるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。</u></p> <p><u>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</u></p> <p>(三) <u>障害者等の確認方法</u></p> <p><u>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。</u></p> <p><u>ア 身体障害者</u></p>	

243

改正後	現行
<p><u>身体障害者手帳</u></p> <p>イ <u>知的障害者</u></p> <p><u>(ア) 療育手帳</u></p> <p><u>(イ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</u></p> <p>ウ <u>精神障害者</u></p> <p><u>以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。</u></p> <p><u>(ア) 精神障害者保健福祉手帳</u></p> <p><u>(イ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）</u></p> <p><u>(ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</u></p> <p><u>(エ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）</u></p> <p><u>(オ) 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等</u></p> <p>エ <u>難病等対象者</u></p> <p><u>医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</u></p> <p>オ <u>其他都道府県が認める書類又は確認方法</u></p> <p><u>(四) 配置する従業者の職種等</u></p>	

改正後	現行
<p><u>ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。</u></p> <p><u>イ (一)のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該就労継続支援B型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。</u></p> <p><u>ウ いずれの者の場合も、当該就労継続支援B型事業所と雇用契約関係（雇用形態は問わない）にあること。</u></p> <p><u>(五) ピアサポーターとしての支援について</u></p> <p><u>ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動にともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。</u></p> <p><u>(六) 届出等</u></p> <p><u>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。</u></p> <p><u>また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。</u></p>	